

連載 発注者からみた官公庁情報システムの現状と課題 第 68 回 自治体統一システム構想とマイナンバー判例

神奈川県庁 岩崎 和隆

1 はじめに

本連載の先月の記事^{*1}で、私の提唱する自治体統一システム構想がマイナンバー判例に整合するかは、本連載の別稿で検討予定としていました。

そこで本稿では、このことについて検討します。

2 自治体統一システム構想とは

自治体統一システム構想とは、住民記録や地方税などの自治体システムを、各自治体が導入している状況を改め、全国の自治体のデータベースを集約するとともに、各システムを数個程度のアプリに集約するというものです。アプリを1個でなく数個としていることにこの構想の特徴があります。

また、単に統一するだけでなく、申請主義を見直してプッシュ型の給付に変更することも提唱しています。そして、国と自治体の役割分担の見直しも必要としています。

詳細は、拙稿日経クロステック記事^{*2}^{*3}をご覧ください。

3 自治体統一システム構想と住基ネット判例

このように、自治体統一システム構想は、主にデータベースの集約、アプリの集約、プッシュ型給付、国と自治体の役割分担の見直しという4つの要素から構成されています。この構想が住基ネット判例に抵触して憲法違反であり実現不可能という意見があります。具体には、4つの要素のうちデータベースの集約が憲法違反という意見です。アプリの集約とプッシュ型給付は法令改正が必要ですが、私の知る限り憲法違反という批判はあまり聞きません。あまり聞かない、としたのは、アプリの集約について地方分権に反するという批判を聞いたことがあるからです。これについては、本稿のテーマでないため補足で説明いたします。

4 マイナンバー判例の検討の必然性

2008年の住基ネット判例より後に、2021年にマイナンバー判例^{*4}^{*5}が出ています。そのため、自治体統一システム構想では、住基ネット判例でなくマイナンバー判例を検討した方がよいということになります。

5 マイナンバー判例で自治体統一システム構想に関連する箇所

マイナンバー判例では、マイナンバー制度について行政機関のマイナンバー利用におけ

る法令上の制約や罰則、技術的な対策を検討した上で、「法制度上又はシステム技術上の不備があり、そのために特定個人情報^αが法令等の根拠に基づかずに又は正当な行政目的の範囲を逸脱して第三者に開示又は公表される具体的な危険が生じているということもできない。」ため合憲としています。

そして、「個人情報^αが共通のデータベース等により一元管理されておらず、各行政機関等が個人情報を分散管理している状況に変わりはない」ことを合憲と判断するための一要素としています。

情報提供ネットワークシステムによる情報連携が行われる場合には、総務大臣による要件の充足性の確認を経ることと、データの授受等に関する記録が一定期間保存されて本人はその開示等を求めることができることも考慮されています。

また、「特定個人情報（筆者注：マイナンバーと紐づけられた個人情報）の中には、個人の所得や社会保障の受給歴等の秘匿性の高い情報が多数含まれることになるところ、理論上は、対象者識別機能を有する個人番号を利用してこれらの情報の集約や突合を行い、個人の分析をすることが可能であるため、具体的な法制度や実際に使用されるシステムの内容次第では、これらの情報が芋づる式に外部に流出することや、不当なデータマッチング、すなわち、行政機関等が番号利用法上許される範囲を超えて他の行政機関等から特定の個人に係る複数の特定個人情報の提供を受けるなどしてこれらを突合することにより、特定個人情報が法令等の根拠に基づかずに又は正当な行政目的の範囲を逸脱して第三者に開示又は公表される具体的な危険が生じ得るものである。（しかし、マイナンバー判例では、この危険への対策は講じられている、と結論付けています。）」（以下この箇所を「 α 」と言います。なお、下線は筆者によります。）としています。

6 自治体統一システム構想をマイナンバー判例に適合させるには

個人情報の一元管理というとき、我が国の国民のデータを一元管理することと、ある国民、たとえばAさんの個人情報をどこかの行政機関が一元管理することの2つの意味が考えられます。 α から、マイナンバー判例が禁止している一元管理は前者でなく後者と考えられます。

Aさんの個人情報の一元管理という視点では、現行制度において、Aさんが国民健康保険かつ国民年金のとき、市区町村がAさんの氏名、生年月日、住所、所得、加入している社会保険、受給している福祉サービスなど、Aさんの個人情報をほぼ一元管理している状況と言えるのではないのでしょうか（この場合、市区町村が把握していないのは、労働保険くらいではないのでしょうか。）。

したがって、これをエストニアのように、制度を所管する国の省庁がデータベースを管理する、各データベースでは当該業務に係る国民のデータを一元管理するよう改めることは、マイナンバー判例に反しなとは言えます。その際、どの行政機関がいつどのようなデータを参照したかをそのデータに係る本人が知り得る状況にすることが必要です。

なお、どの行政機関がいつどのようなデータを参照したかを本人が知り得る状況にするという点で、マイナポータルでは、行政機関間のデータ提供についてはマイナポータルで知ることができますが、ある自治体の内部で自らの部署が管理するデータや他の部署が管理するデータを誰が参照したかは、分かりません。

そのため、自治体統一システム構想において本人がこれを把握できるようにすれば、むしろ、個人情報の保護という点では今より状況が良くなると言えます。

7 (補足 1) 自治体統一システム構想と地方分権

私は自治体統一システム構想は、一見すると地方分権に反するよう見えるが、実際には地方分権を拡充するものという立場です。そして、私の知る限り自治体のシステム担当の方から、私の自治体統一システム構想が地方分権に反するという意見を直接、間接に聞いたことはありません。

自治体統一システム構想と地方分権について、私の意見の詳細は別の記事^{*1}^{*6}をご覧ください。また、行政学者の川島佑介さんの著書^{*7}も一読されることをお勧めします。

8 (補足 2) マイナンバー制度の是非

本稿では、マイナンバー判例を検討しましたが、マイナンバー制度の是非については論じていないことにご注意ください。マイナンバー制度については、当学会の社会への提言で問題点と解決策を説明^{*8~12}しておりますので、参照してくださると幸いです。

9 おわりに

(1) お断りとお願い

本稿の内容は、当学会や神奈川県の見解でなく、私の知見と記憶に基づくものです。

本稿へのご助言、ご異論、ご感想、ご質問や、今後取り上げるテーマのご要望をくだされば、大変幸いです。特に、ご異論やご助言は、私の考えをブラッシュアップしてくださる、貴重なものです。心より、お待ち申し上げます。

(2) 私への連絡方法

ご意見、ご感想などは、私の連絡先をご存じの方はその方法で、ご存じない方は次の方法で連絡可能です。

researchmap (国立研究開発法人科学技術振興機構が運営しているデータベース型研究者総覧) の Web サイトで私を検索してください。私のページの「ホーム」タブ (最初に表示されるページ) に私への連絡方法を掲載しています。

(3) 官公庁 4.0 研究会が活動を始めました。

今年度、情報システム学会の中に、官公庁 4.0 研究会を設置しました。私が主査 (代表) をしております。昨年 8 月から今月までに 7 回開催いたしました。次回は、5 月 10 日 (土) にオンラインで開催予定です。ご興味のある方は「官公庁 4.0 研究会」で検索して

ください。

- ※ 1) 岩崎和隆, “福祉国家と行政による個人情報の収集及び名寄せ”,
<https://www.issj.net/mm/mm19/12/mm1912-gk-gk.pdf> 参照 2025-4-21, 情報システム学会メールマガジン, No. 19-12, 2025.
- ※ 2) 岩崎和隆, “自治体システム標準化、統一システムでみんながハッピーになる全体最適を実現しよう”,
<https://xtech.nikkei.com/atcl/nxt/column/18/01195/110500109/>参照 2025-4-21, 本音で議論、企業情報システムの「勘所」, 日経クロステック, 2024.
- ※ 3) 岩崎和隆, “定型業務を半分の人員でこなす、それが DX の第一歩”,
<https://xtech.nikkei.com/atcl/nxt/column/18/01195/092600108/>参照 2025-4-21, 本音で議論、企業情報システムの「勘所」, 日経クロステック, 2024.
- ※ 4) 最高裁判所判決令和 5 年 3 月 9 日 (令和 4 年 (オ) 第 39 号),
https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/846/091846_hanrei.pdf 参照 2025-4-21, 2023.
- ※ 5) 小林直三, “いわゆる「マイナンバー制度」最高裁合憲判決に関する一考察”,
https://www.westlawjapan.com/pdf/column_law/20230324.pdf 参照 2025-4-21, WLJ 判例コラム臨時号, 第 283 号, Westlaw Japan, 2023.
- ※ 6) 岩崎和隆, “自治体のコンピュータ・システム統一と国・自治体の役割分担の見直し構想 (4) 自治体独自施策のパッケージ化による地方自治の下支え”,
<https://www.issj.net/mm/mm19/06/mm1906-gk-gk.pdf> 参照 2025-4-21, 情報システム学会メールマガジン, No. 19-06, 2024.
- ※ 7) 川島佑介, “「地域責任」と地方分権の限界”, 宮本太郎編, “自助社会を終わらせる”, 岩波書店, 2022.
- ※ 8) 一般社団法人情報システム学会マイナンバー制度研究会, “「マイナンバー制度の問題点と解決策」に関する提言”,
https://www.issj.net/teigen/2310_number_full.pdf 参照 2025-4-21, 社会への提言, 情報システム学会, 2023.

- ※9) 一般社団法人情報システム学会マイナンバー制度研究会, “「マイナンバー制度の問題点と解決策」に関する提言の補足 1 (身元証明 (身元確認) 制度編) 【2024 年 7 月補足 1】”, https://www.issj.net/teigen/2024_myno_honbun.pdf 参照 2025-4-21, 社会への提言, 情報システム学会, 2024.
- ※10) 一般社団法人情報システム学会マイナンバー制度研究会, “「マイナンバー制度の問題点と解決策」に関する提言の補足 2 (システム移行編) 【2024 年 11 月補足 2】”, https://www.issj.net/teigen/2024_myno2.pdf 参照 2025-4-21, 社会への提言, 情報システム学会, 2024.
- ※11) 一般社団法人情報システム学会マイナンバー制度研究会, “「マイナンバー制度の問題点と解決策」に関する提言の補足 2 (システム移行編) 付録 1 【本人確認定義の見直し案】”, https://www.issj.net/teigen/2025_myno.pdf 参照 2025-4-21, 社会への提言, 情報システム学会, 2025.
- ※12) 一般社団法人情報システム学会マイナンバー制度研究会, “「マイナンバー制度の問題点と解決策」に関する提言の補足 2 (システム移行編) 付録 2 【データソース・システム連携方式の整理・整備の提案】”, https://www.issj.net/teigen/2025_myno2.pdf 参照 2025-4-21, 社会への提言, 情報システム学会, 2025.